

## 附属機関関係諸規定

	ページ
1 栃木県附属機関に関する条例（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 栃木県中小企業振興審議会規則・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 附属機関等の設置及び運営に関する要綱（抜粋）・・・・・・・・	3
4 附属機関等の会議の公開に関する指針（抜粋）・・・・・・・・	4
5 栃木県中小企業振興審議会の会議の公開に関する規程（案）・・・	5

## 栃木県附属機関に関する条例（抜粋）

昭和27年12月1日

栃木県条例第52号

第1条 法律又はこれに基く政令の定めるところにより置かれるものの外、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、附属機関の設置並びに権限を別表のとおり定める。

第2条 この条例に定めるものの外、必要なことは別に執行機関が定める。

### 別表（第1条関係）

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担任事項及び権限
知事	栃木県中小企業振興審議会	知事の諮問に応じ、中小企業の振興に関する基本的施策について総合的に調査審議すること

### （参考）地方自治法

#### 第138条の4第3項

「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。」

#### 第202条の3第1項

「普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。」

# 栃木県中小企業振興審議会規則

昭和52年12月27日

栃木県規則第85号

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木県附属機関に関する条例(昭和27年栃木県条例第52号)第1条に規定する栃木県中小企業振興審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員30名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、必要の都度、知事が委嘱する。

- 一 中小企業に関し学識経験のある者
- 二 中小企業者及び中小企業関係団体の役職員
- 三 中小企業関係金融機関の役職員

3 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、審議会に関係者の出席を求め、その意見を求めることができる。

(部会)

第5条 会長は、審議会の議を経て、部会を置くことができる。

2 部会には、部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

5 部会長が必要と認めたときは、部会に関係者の出席を求め、その意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、産業労働観光部産業政策課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の議を経て会長が定める。

## 附属機関等の設置及び運営に関する要綱（抜粋）

（附属機関等の会議の公開）

- 第8条** 附属機関等の会議は、公開することを原則とし、運営の透明性及び公正な県政運営に資するものとする。ただし、「栃木県情報公開条例」（平成11年栃木県条例第32号）第7条各号に定める情報に該当するものと認められる事項を審議する場合及び会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合はこの限りでない。
- 2 附属機関等の会議の公開に関する取り扱いについては、別に定める「附属機関等の会議の公開に関する指針」によるものとする。

## 附属機関等の会議の公開に関する指針（抜粋）

### 2 公開、非公開の決定

- (1) 附属機関等の会議の公開又は非公開の決定は、要綱第8条第1項の規定に基づき当該附属機関等の長がその会議に諮って行うものとする。
- (2) 附属機関等は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

### 3 公開の方法等

- (1) 附属機関等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該附属機関等の長が当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 公開する会議においては、傍聴を認める定員をあらかじめ定めることとし、会場に一定の傍聴席及び記者席を設けるものとする。
- (3) 会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、会議開催中における会場の秩序の維持に努めるものとする。
- (4) 公開した会議の結果については、報道機関に資料提供を行い、かつ、会議結果資料を作成し、県民プラザ及び各地方合同庁舎（以下「県民プラザ等」という。）並びに県ホームページにおいて閲覧に供するものとする。

なお、非公開の会議の結果についても、必要に応じ、公開した会議に準じて公表に努めるものとする。

### 4 会議の開催の周知

附属機関等は、公開の会議を開催するに当たっては、当該会議開催日の1週間前までに記者クラブに資料提供を行うものとする。

なお、非公開の会議については、必要に応じ、公開の会議に準じて資料提供を行うよう努めるものとする。

また、公開の会議については、次の事項を記載した会議開催案内を作成し、県民プラザ等及び県ホームページに掲示して、県民に周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- ア 附属機関等の名称
- イ 開催日時
- ウ 場所
- エ 議題
- オ 傍聴者の定員
- カ 傍聴手続
- キ 問い合わせ先

## 栃木県中小企業振興審議会の会議の公開に関する規程(案)

(目的)

**第1条** この規程は、栃木県中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の公開)

**第2条** 会議は、公開することを原則とする。ただし、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）第7条各号に定める情報に該当するものと認められる事項を審議する場合及び会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合はこの限りでない。

2 会議の公開又は非公開の決定は、会長が審議会に諮って行うものとする。

3 審議会は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

(公開の方法等)

**第3条** 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、会長が当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 公開する会議においては、傍聴を認める定員（記者を除く。）を10名とし、会場に傍聴席及び記者席を設けるものとする。

3 傍聴は、受付で傍聴希望者に氏名、住所を記載させた上で、先着順に定員に達するまで認める方法で行うものとする。ただし、定員に達した後も傍聴席等に余裕がある場合は、傍聴を認めるものとする。

4 会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を別紙のとおり定め、傍聴者への周知等会議開催中における会場の秩序の維持に努めるものとする。

(部会の会議の公開)

**第4条** 部会の会議の公開については、第2条の規定を準用する。

(その他)

**第5条** この規定に定めるもののほか必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和2（2020）年3月9日から施行する。

## 栃木県中小企業振興審議会傍聴要領

### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 会議の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

### 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

### 3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- ア 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- イ 会場において、騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- ウ 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- エ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- オ その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。